

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和 7年 6月 20日			
京都府知事 様 南丹保健所長 様			
提出者 住 所 大阪府大阪市北区大淀南 1-9-1 6 氏 名 チカモチ純薬株式会社 代表取締役 古川 博彦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 06-6453-2062			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 11 項の規定に基づき、令和 6 年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	チカモチ純薬株式会社 京都工場		
事業場の所在地	京都府船井郡京丹波町下山わらび 5 7 番地		
事業の種類	その他の無機化学工業製品製造業		
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	65 t	全処理委託量	65 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄			

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類： 強 酸)

有 償 物 量	
不要物等発生量	
排 出 量	① 19.52 t
項目	実績値
①排出量	19.52 t
②+③自ら再生利用を行った量	0 t
⑤自ら熱回収を行った量	0 t
⑦自ら中間処理により減量した量	0 t
③+④+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0 t
⑩全処理委託量	19.52 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0 t
⑫再生利用業者への処理委託量	0 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0 t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t

自ら直接再生利用した量
② 0 t

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量
③ 0 t

自ら中間処理した後再生利用した量
⑧ 0 t

自ら中間処理した量
④ 0 t

自ら中間処理した後の残さ量
⑥ 0 t

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
⑨ 0 t

④のうち熱回収を行った量
⑤ 0 t

自ら中間処理により減量した量
⑦ 0 t

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量
⑩ 19.52 t

⑩のうち再生利用業者への処理委託量
⑫ 0 t

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑬ 0 t

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
⑭ 0 t

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量
⑪ 0 t

(第2面)

計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類： 強 酸 (有害))

有 償 物 量	
不要物等発生量	
排 出 量	
①	23.66t
項目	実績値
①排出量	23.66t
②+③自ら再生利用を行った量	0t
⑤自ら熱回収を行った量	0t
⑦自ら中間処理により減量した量	0t
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0t
⑩全処理委託量	23.66t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0t
⑫再生利用業者への処理委託量	0t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

自ら直接再生利用した量
②0t

自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量
③0t

自ら中間処理した量
④0t

④のうち熱回収を行った量
⑤0t

自ら中間処理した後の残さ量
⑥0t

自ら中間処理により減量した量
⑦0t

自ら中間処理した後再生利用した量
⑧0t

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
⑨0t

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量
⑩23.66t

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量
⑪0t

⑩のうち再生利用業者への処理委託量
⑫0t

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑬0t

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
⑭0t

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。